

PwC Tax Insight (No.05/2017)

如何なる税法上の加算税、延滞税及び罰金の支払いも損金不算入

Issue 12 March 2017



如何なる税法に基づいて課せられた加算税、延滞税及び罰金の支払いも歳入法典第 65ter (6)により損金不算入となります。

歳入法典第65ter(6)は、法人またはパートナーシップの加算税、延滞税及び罰金の支払いは損金不算入と定めています。

1985年に発行された税務ルーリングno.10/2528では上記の損金不算入にあたる加算税、延滞税及び罰金を、歳入法に基づいて課せられた支払いに限定していました。

2016年、最高裁判所は、歳入法典第65ter (6) に定められた加算税、延滞税及び罰金は、歳入法典に基づくもののみならず各種税法に基づくものも含むとして、輸入関税の追徴課税に伴う加算税、延滞税及びその他内国税に係る罰金は損金不算入とする判決no.1109/2559を言い渡しました。

この最高裁判所判決を受けて、税務当局は、損金不算入に関連する税務問題を再検討し、以前に発行した税務ルーリングno.10/2528に代わる新たな税務ルーリングno.40/2560を2017年3月9日に発行しました。

新たな税務ルーリングでは、如何なる税法に基づいて課せられた加算税、延滞税及び罰金の支払いも歳入法典第65ter (6)により損金不算入と定めています。

新たなルーリングは未だ官報に掲載されていませんが、掲載された日の翌日から有効になります。

官報に掲載される時期については逐次皆様にお知らせします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)
魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com
武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com
桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com
熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com
名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com
山本 真弓 (0 2344 1380/Mobile:09 8481 0385) mayumi.yamamoto@th.pwc.com
松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号 : (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。